

〔 共 通 事 項 〕

項	目	頁
I	地方創生 2.0 の推進	
1	地方創生 2.0 の推進	1
II	物価上昇及び賃上げの普及・定着への対応	
1	物価上昇への対応	1
2	賃上げの普及・定着への対応	1
III	防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進	
1	防災・減災対策及び国土強靱化の推進	1
2	東日本大震災からの復興の推進	1
3	能登半島地震及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進	2
IV	地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化	
1	地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等	2
2	地方公共団体における事務処理上の課題への対応	2
3	地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等	2
4	国庫補助負担金の整理合理化等	2
V	国・地方公共団体間の財政秩序の確立等	
1	国と地方公共団体の財政負担の適正化	3
2	国庫補助負担金等に係る超過負担の解消	3
3	公共施設等の適正管理の推進	3
4	国・地方デジタル共通基盤の整備・運用の推進	3

〔 個 別 事 項 〕

省 庁 名	項	目	頁
内 閣 官 房	1	外国人材の受入れ環境整備の推進	4
	2	こども・子育て政策の強化等	4
	3	地域脱炭素を実現するための取組の推進	4
内 閣 府	1	外国人材の受入れ環境整備の推進	5
	2	こども・子育て政策の強化等	5
	3	地域脱炭素を実現するための取組の推進	5

省 庁 名	項 目	頁
消 費 者 庁	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	6
こども家庭庁	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	6
	2 こども・子育て政策の強化等……………	6
	3 教育無償化への対応……………	7
デジタル庁	1 地方公共団体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行 後の運用経費の増加への対応……………	7
法 務 省	1 戸籍等の記載事項（氏名の振り仮名）の追加に伴う措置……………	7
出入国在留 管 理 庁	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	7
文 部 科 学 省	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	8
	2 こども・子育て政策の強化等……………	8
	3 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	8
	4 教員の処遇の改善及び少人数学級の整備……………	8
	5 G I G Aスクール構想の推進……………	9
	6 公立学校施設整備事業に係る国庫補助負担制度の改善……………	9
	7 教育無償化への対応……………	9
厚生労働省	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	9
	2 こども・子育て政策の強化等……………	10
	3 地域医療提供体制の確保……………	10
	4 国民健康保険制度の安定的な運営の推進……………	10
	5 予防接種に係る財政措置等……………	11
	6 障害福祉サービスの推進……………	11
	7 介護保険制度の安定的な運営の推進……………	11
農 林 水 産 省	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	11
	2 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	11
	3 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進…	12
	4 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底……………	12
	5 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善	12
	6 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	12

省 庁 名	項 目	頁
林 野 庁	1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進……………	13
経済産業省	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	13
	2 こども・子育て政策の強化等……………	13
	3 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	14
国土交通省	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	14
	2 こども・子育て政策の強化等……………	14
	3 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	14
	4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進…	15
	5 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底……………	15
	6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善	15
	7 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	15
	8 社会資本整備総合交付金制度の改善等……………	15
	9 持続可能な地域公共交通の確保……………	15
環 境 省	1 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	16
	2 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	16
	3 一般廃棄物処理施設の整備……………	16

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等を踏まえ、以下の事項について所要の措置を講じられたい。

【共通事項】

I 地方創生 2.0 の推進

1 地方創生 2.0 の推進

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」、「地方創生 2.0 基本構想」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等に基づき地方創生 2.0 を推進するに当たっては、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、地方起点の課題に対する規制改革や諸制度の見直しなど、必要な措置を講じるとともに、所要の財源を確保されたいこと。

II 物価上昇及び賃上げの普及・定着への対応

1 物価上昇への対応

物価上昇が継続していることを踏まえ、地方公共団体が、適切な価格転嫁に取り組みつつ、必要な事業を円滑に実施できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に基づく「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し」の取組をはじめとして、資材価格の高騰や賃金上昇等を踏まえた補助単価及び補助上限額の見直し等の必要な措置を講じられたいこと。

2 賃上げの普及・定着への対応

医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進めるに当たっては、所要の財源を確保されたいこと。

また、会計年度任用職員の給与を対象経費に含む国庫補助負担金等について、国予算の不足等により地方公共団体の超過負担が生じているものがあることから、遡及適用を含む給与改定や勤勉手当を適切に反映するなど、所要の財源を確実に確保されたいこと。

III 防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進

1 防災・減災対策及び国土強靱化の推進

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に関する防災・減災対策及び国土強靱化に関する施策について、国として、その責務に応じ、所要の財源を確保されたいこと。

特に、国土強靱化に関する施策については、地方公共団体が、国土強靱化実施中期計画に基づく取組を着実に実施できるよう、必要な措置を講じられたいこと。

2 東日本大震災からの復興の推進

東日本大震災からの復興支援については、「「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和 3 年 3 月 9 日閣議決定、令和 7 年 6 月 20 日変更）に基づく事業が円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

3 能登半島地震及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進

令和6年能登半島地震及び近年の自然災害からの復旧・復興支援については、被災した地方公共団体の意見を十分に踏まえ、復旧・復興に向けた事業が早期かつ円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

IV 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等

持続可能な地方行財政の確保に向けて、計画策定の効率化、経由事務の廃止、経由調査の見直し、デジタル技術の活用といった事務の簡素化・効率化を進め、地方分権改革に取り組まれたいこと。

また、地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減、必置規制の見直し等を積極的に行うとともに、事務事業の廃止・縮小等を徹底して行われたいこと。その際、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、事務事業の廃止・縮小等を行う場合には、その旨が明らかになるよう、法令等により所要の措置を講じられたいこと。

2 地方公共団体における事務処理上の課題への対応

地方公共団体における担い手不足等の事務処理上の課題に対応するため、地域における議論を踏まえつつ、国・都道府県・市町村の役割分担の在り方をはじめとする制度の見直し等を適切に進められたいこと。

3 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等

組織・機構の簡素合理化等の地方公共団体の自主的・主体的な行財政改革の取組に積極的に協力するとともに、地方公共団体の財政負担の増加及び職員数の増加を伴う施策については、厳に抑制されたいこと。やむを得ず、法令の改正等に伴い事務量・職員数の増加が見込まれる場合にあっては、他の施策において見直しを行い、新規増員を抑制するなど、地方公共団体の適正な定員管理に支障を来すことのないようにされたいこと。

4 国庫補助負担金の整理合理化等

国庫補助負担金については、整理合理化や補助条件の見直し等を積極的に推進し、地方公共団体の自由度の拡大に努められたいこと。

V 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

1 国と地方公共団体の財政負担の適正化

地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体に財政負担を求めることのないようにされたいこと。

2 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消

国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、実態の把握を行い、これに基づき具体的な措置を講じ、その完全解消に格段の努力を払われたいこと。

3 公共施設等の適正管理の推進

「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の行動計画として位置付けられる地方公共団体の公共施設等総合管理計画等に基づき策定することとされている個別施設計画について、内容の充実を促進するとともに、未策定の場合は、早急に策定されるよう必要な措置を講じられたいこと。

また、個別施設計画に基づく老朽化対策や集約化・複合化等の適正管理に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

4 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用の推進

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和 6 年 6 月 18 日デジタル行財政改革会議決定）に基づき、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、共通化対象に選定された各業務・システムについて国・地方の役割分担を整理した上で、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

その際、地方公共団体の実態を把握し、事務負担の軽減や運用経費等の削減につながるよう取り組まれたいこと。

【個別事項】

(内閣官房)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣府、消費者庁、こども家庭庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、外国人が増加する中で、地方公共団体が地域の実情に応じ、日本語教育の推進、外国人向けの相談体制の強化、外国人児童生徒への支援体制の強化等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

- 2 こども・子育て政策の強化等（同旨内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等に基づき、こども・子育て政策の強化を進めるに当たっては、国と地方が車の両輪となって取り組む必要があることから、今後具体化を図る部分について、地方の意見を十分に踏まえながら検討するとともに、「加速化プラン」等に掲げる取組について、地方負担分も含めて、所要の財源を確保すること。

また、令和8年度からのこども・子育て支援金制度の実施に当たっては、きめ細かな広報・周知により国民の理解促進に努めるとともに、こども誰でも通園制度の給付化については、これまでの試行的事業等の実施状況や地方の意見を十分に踏まえ、実態に即した公定価格の設定等必要な措置を講じられたいこと。

さらに、就学前教育・保育施設整備交付金及び次世代育成支援対策施設整備交付金について、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の国費を確保されたいこと。

- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）、「GX2040ビジョン」（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、地域脱炭素の加速化を図るに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

(内閣府)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、消費者庁、こども家庭庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、外国人が増加する中で、地方公共団体が地域の実情に応じ、日本語教育の推進、外国人向けの相談体制の強化、外国人児童生徒への支援体制の強化等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

- 2 こども・子育て政策の強化等（同旨内閣官房、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等に基づき、こども・子育て政策の強化を進めるに当たっては、国と地方が車の両輪となって取り組む必要があることから、今後具体化を図る部分について、地方の意見を十分に踏まえながら検討するとともに、「加速化プラン」等に掲げる取組について、地方負担分も含めて、所要の財源を確保すること。

また、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の実施に当たっては、きめ細かな広報・周知により国民の理解促進に努めるとともに、こども誰でも通園制度の給付化については、これまでの試行的事業等の実施状況や地方の意見を十分に踏まえ、実態に即した公定価格の設定等必要な措置を講じられたいこと。

さらに、就学前教育・保育施設整備交付金及び次世代育成支援対策施設整備交付金について、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の国費を確保されたいこと。

- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）、「GX2040ビジョン」（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、地域脱炭素の加速化を図るに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

(消費者庁)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、こども家庭庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、外国人が増加する中で、地方公共団体が地域の実情に応じ、日本語教育の推進、外国人向けの相談体制の強化、外国人児童生徒への支援体制の強化等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

(こども家庭庁)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、外国人が増加する中で、地方公共団体が地域の実情に応じ、日本語教育の推進、外国人向けの相談体制の強化、外国人児童生徒への支援体制の強化等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

- 2 こども・子育て政策の強化等（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等に基づき、こども・子育て政策の強化を進めるに当たっては、国と地方が車の両輪となって取り組む必要があることから、今後具体化を図る部分について、地方の意見を十分に踏まえながら検討するとともに、「加速化プラン」等に掲げる取組について、地方負担分も含めて、所要の財源を確保すること。

また、令和8年度からのこども・子育て支援金制度の実施に当たっては、きめ細かな広報・周知により国民の理解促進に努めるとともに、こども誰でも通園制度の給付化については、これまでの試行的事業等の実施状況や地方の意見を十分に踏まえ、実態に即した公定価格の設定等必要な措置を講じられたいこと。

さらに、就学前教育・保育施設整備交付金及び次世代育成支援対策施設整備交付金について、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の国費を確保されたいこと。

3 教育無償化への対応（同旨文部科学省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」等に基づくいわゆる高校無償化、給食無償化及び0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、地方の意見を十分に踏まえ様々な論点を検討した上で、実施に当たっては、地方公共団体への適時適切な情報提供を行うとともに、所要の財源を確実に確保されたいこと。

（デジタル庁）

1 地方公共団体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費の増加への対応

地方公共団体情報システムの運用経費については、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和6年12月24日閣議決定）に基づく削減目標の達成に向けて、見積精査支援の強化、ガバメントクラウド利用料の低廉化、ソフトウェア関係経費の低減のための事業者との調整など必要な措置を講じられたいこと。

その上で、一時的に増加する経費については、その要因の更なる分析を行い、地方の意見を十分に踏まえ、所要の財源を確保されたいこと。

（法務省）

1 戸籍等の記載事項（氏名の振り仮名）の追加に伴う措置

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）に基づき、戸籍等の記載事項として、氏名の振り仮名を追加するに当たっては、その実施に支障が生じることのないよう、地方の意見を十分に踏まえ、所要の国費を確実に確保するとともに、地方公共団体への情報提供や国民への周知等の必要な措置を講じられたいこと。

（出入国在留管理庁）

1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、外国人が増加する中で、地方公共団体が地域の実情に応じ、日本語教育の推進、外国人向けの相談体制の強化、外国人児童生徒への支援体制の強化等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

(文部科学省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、出入国在留管理庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）
「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、外国人が増加する中で、地方公共団体が地域の実情に応じ、日本語教育の推進、外国人向けの相談体制の強化、外国人児童生徒への支援体制の強化等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。
- 2 こども・子育て政策の強化等（同旨内閣官房、内閣府、こども家庭庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）
「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等に基づき、こども・子育て政策の強化を進めるに当たっては、国と地方が車の両輪となって取り組む必要があることから、今後具体化を図る部分について、地方の意見を十分に踏まえながら検討するとともに、「加速化プラン」等に掲げる取組について、地方負担分も含めて、所要の財源を確保すること。
また、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の実施に当たっては、きめ細かな広報・周知により国民の理解促進に努めるとともに、こども誰でも通園制度の給付化については、これまでの試行的事業等の実施状況や地方の意見を十分に踏まえ、実態に即した公定価格の設定等必要な措置を講じられたいこと。
さらに、就学前教育・保育施設整備交付金及び次世代育成支援対策施設整備交付金について、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の国費を確保されたいこと。
- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）
「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）、「GX2040ビジョン」（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、地域脱炭素の加速化を図るに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。
- 4 教員の処遇の改善及び少人数学級の整備
「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第68号）に基づく教職調整額の引上げや各種手当の見直しなどの教員の処遇の改善及び中学校における35人学級の整備に当たっては、国・地方を通じた厳しい財政状況に配慮しつつ、所要の財源の確保をはじめ、適切な措置を講じられたいこと。
あわせて、教員の時間外在校等時間の削減に向けて、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な取組を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

5 GIGAスクール構想の推進

国策として推進するGIGAスクール構想により整備された1人1台端末については、公教育の必須ツールとして、利活用状況等の地域間格差を解消するべく伴走支援を強化しつつ、地方公共団体が端末の更新を円滑に実施できるよう、共同調達を推進するとともに、今後の更新時期を把握し、所要の財源を確保されたいこと。

6 公立学校施設整備事業に係る国庫補助負担制度の改善

公立学校施設整備事業については、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、資材価格や労務費を適切に反映した補助単価の見直し等を行うとともに、小中学校の統廃合に伴う施設整備費が増加する中で、国予算の不足により老朽化対策等の実施に支障を来していることから、所要の財源を確保されたいこと。

7 教育無償化への対応（同旨こども家庭庁）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」等に基づくいわゆる高校無償化、給食無償化及び0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、地方の意見を十分に踏まえ様々な論点を検討した上で、実施に当たっては、地方公共団体への適時適切な情報提供を行うとともに、所要の財源を確実に確保されたいこと。

（厚生労働省）

1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、出入国在留管理庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、外国人が増加する中で、地方公共団体が地域の実情に応じ、日本語教育の推進、外国人向けの相談体制の強化、外国人児童生徒への支援体制の強化等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

2 こども・子育て政策の強化等（同旨内閣官房、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、経済産業省、国土交通省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」、「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）等に基づき、こども・子育て政策の強化を進めるに当たっては、国と地方が車の両輪となって取り組む必要があることから、今後具体化を図る部分について、地方の意見を十分に踏まえながら検討するとともに、「加速化プラン」等に掲げる取組について、地方負担分も含めて、所要の財源を確保すること。

また、令和 8 年度からのこども・子育て支援金制度の実施に当たっては、きめ細かな広報・周知により国民の理解促進に努めるとともに、こども誰でも通園制度の給付化については、これまでの試行的事業等の実施状況や地方の意見を十分に踏まえ、実態に即した公定価格の設定等必要な措置を講じられたいこと。

さらに、就学前教育・保育施設整備交付金及び次世代育成支援対策施設整備交付金について、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の国費を確保されたいこと。

3 地域医療提供体制の確保

公立病院をはじめとして厳しい経営状況にある医療機関の現状や物価高騰・賃金上昇等の経済社会情勢の変化を踏まえ、持続可能な地域医療提供体制を確保できるよう、診療報酬を含め適切に検討を行い、必要な措置を講じられたいこと。

また、病床数の適正化のための支援に当たっては、公立病院を含めた医療機関が必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の国費を確保されたいこと。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に基づく令和 8 年度以降の地域医療構想の推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、医師偏在の是正を図るための総合的な対策のパッケージについては、実効性のあるものとなるよう、必要な措置を講じられたいこと。

あわせて、地域医療介護総合確保基金については、地方公共団体が地域の実情に応じて、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進、医療従事者の確保や医師の労働時間の短縮に向けた体制の整備など必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

このほか、医療施設運営費等補助金や医療提供体制推進事業費補助金の中には、交付決定が遅いものや超過負担が生じているものがあり、事業の執行、資金計画に支障を来しているので、事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、交付決定時期の適正化を図るとともに、所要の国費を確保されたいこと。

4 国民健康保険制度の安定的な運営の推進

都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として円滑に制度を運営できるよう、保険者努力支援制度、高額医療費負担金等の財政支援を着実に実施されたいこと。

あわせて、決算補てんを目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けた取組を促進されたいこと。

また、普通調整交付金について、見直しを検討するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、保険者努力支援制度の有効活用など国民健康保険制度の円滑な運営に配慮した方策についてもあわせて検討されたいこと。

5 予防接種に係る財政措置等

「予防接種法」（昭和 23 年法律第 68 号）の対象となる疾病・ワクチンの追加等を検討する場合には、接種費用の低廉化や必要な財源の捻出及び確保等に向けた必要な措置を講じられたいこと。

6 障害福祉サービスの推進

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）において、障害福祉サービスに係る対象経費のうち、訪問系サービス分に限り国庫負担の基準が定められているが、一部の地方公共団体では、サービス支給量が国庫負担基準を超えていることから、実態を把握の上、国庫負担基準を見直すとともに、所要の国費を確保されたいこと。

あわせて、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき、訪問系サービスの利用者の状況に応じた適切な給付決定を推進する仕組みについて検討する際には、地方の意見を十分に踏まえつつ、国庫負担基準の在り方を含めて検討を行われたいこと。

また、地域生活支援事業については、国庫補助所要額に対する実際の充足率が低い水準にあることを踏まえ、所要の国費を確保されたいこと。

7 介護保険制度の安定的な運営の推進

第 10 期（令和 9 年度～令和 11 年度）の介護保険制度の検討に当たっては、介護給付費の動向、被保険者の負担等を把握の上、地方の意見を十分に踏まえ、制度の安定的かつ健全な運営が可能となるよう適切な措置を講じられたいこと。

特に、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方を検討するに当たっては、地方公共団体が地域の実情に応じ、必要な事業を円滑に実施できるよう、必要な措置を講じられたいこと。

（農林水産省）

1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和 7 年 6 月 6 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、外国人が増加する中で、地方公共団体が地域の実情に応じ、日本語教育の推進、外国人向けの相談体制の強化、外国人児童生徒への支援体制の強化等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

2 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省）

「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）、「GX2040ビジョン」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）等に基づき、地域脱炭素の加速化を図るに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

3 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進（同旨国土交通省）

道路をはじめとするインフラの老朽化が進行する中、地域の安全・安心を確保するため、地方公共団体が老朽化対策に係る事業を早期かつ円滑に実施できるよう、安定的に所要の財源を確保するとともに、事業の進捗が遅れている市町村への支援など必要な措置を講じられたいこと。

4 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底（同旨国土交通省）

地方公共団体に対する説明責任の観点から、直轄事業の計画、実施及び変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるよう、協議の方法、回数等の工夫によりその内容を充実させるとともに、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

また、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないよう、効率的な事業実施及びコスト縮減を徹底されたいこと。

5 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨国土交通省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和36年政令第258号）第3条第2項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないよう、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

6 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨国土交通省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、「水道広域化推進プラン」及び汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」に基づく広域化等の推進並びに令和6年能登半島地震や埼玉県八潮市における道路陥没事故等を踏まえた施設の耐震化・老朽化対策の推進に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

(林野庁)

1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進

林業公社の経営対策については、公社の有する債務が関係地方公共団体の財政運営に重大な影響を及ぼす恐れがある状況に至っている事例も見られることから、より効果的な対策を検討されたいこと。

特に、林業公社の更なる経営改善のため、利子負担軽減対策として、利率の高い日本政策金融公庫資金の繰上償還（補償金なし）、無利子である森林整備活性化資金の拡充等について、引き続き、その実現に向け努力されたいこと。

さらに、不採算分収林の契約解除に向けた取組への積極的な支援により義務的繰上償還（補償金なし）を推進する等、一層の債務返済が図られるよう取り組むとともに、林業公社の経営健全化のための方針に基づく施業コストの低減、販路拡大などの取組をはじめ、林業公社が行う経営健全化の取組について適切な支援を行われたいこと。

あわせて、林業公社の廃止等により都道府県が引き受けた債務についても、一層の債務返済及び利子負担軽減が図られるよう、効果的な対策を検討されたいこと。

(経済産業省)

1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、外国人が増加する中で、地方公共団体が地域の実情に応じ、日本語教育の推進、外国人向けの相談体制の強化、外国人児童生徒への支援体制の強化等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

2 こども・子育て政策の強化等（同旨内閣官房、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等に基づき、こども・子育て政策の強化を進めるに当たっては、国と地方が車の両輪となって取り組む必要があることから、今後具体化を図る部分について、地方の意見を十分に踏まえながら検討するとともに、「加速化プラン」等に掲げる取組について、地方負担分も含めて、所要の財源を確保すること。

また、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の実施に当たっては、きめ細かな広報・周知により国民の理解促進に努めるとともに、こども誰でも通園制度の給付化については、これまでの試行的事業等の実施状況や地方の意見を十分に踏まえ、実態に即した公定価格の設定等必要な措置を講じられたいこと。

さらに、就学前教育・保育施設整備交付金及び次世代育成支援対策施設整備交付金について、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の国費を確保されたいこと。

3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省）

「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）、「GX2040ビジョン」（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、地域脱炭素の加速化を図るに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

（国土交通省）

1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、外国人が増加する中で、地方公共団体が地域の実情に応じ、日本語教育の推進、外国人向けの相談体制の強化、外国人児童生徒への支援体制の強化等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

2 こども・子育て政策の強化等（同旨内閣官房、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等に基づき、こども・子育て政策の強化を進めるに当たっては、国と地方が車の両輪となって取り組む必要があることから、今後具体化を図る部分について、地方の意見を十分に踏まえながら検討するとともに、「加速化プラン」等に掲げる取組について、地方負担分も含めて、所要の財源を確保すること。

また、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の実施に当たっては、きめ細かな広報・周知により国民の理解促進に努めるとともに、こども誰でも通園制度の給付化については、これまでの試行的事業等の実施状況や地方の意見を十分に踏まえ、実態に即した公定価格の設定等必要な措置を講じられたいこと。

さらに、就学前教育・保育施設整備交付金及び次世代育成支援対策施設整備交付金について、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の国費を確保されたいこと。

3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省）

「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）、「GX2040ビジョン」（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、地域脱炭素の加速化を図るに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進（同旨農林水産省）

道路をはじめとするインフラの老朽化が進行する中、地域の安全・安心を確保するため、地方公共団体が老朽化対策に係る事業を早期かつ円滑に実施できるよう、安定的に所要の財源を確保するとともに、事業の進捗が遅れている市町村への支援など必要な措置を講じられたいこと。

5 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底（同旨農林水産省）

地方公共団体に対する説明責任の観点から、直轄事業の計画、実施及び変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるよう、協議の方法、回数等の工夫によりその内容を充実させるとともに、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

また、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないよう、効率的な事業実施及びコスト削減を徹底されたいこと。

6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨農林水産省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和36年政令第258号）第3条第2項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないよう、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

7 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨農林水産省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、「水道広域化推進プラン」及び汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」に基づく広域化等の推進並びに令和6年能登半島地震や埼玉県八潮市における道路陥没事故等を踏まえた施設の耐震化・老朽化対策の推進に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

8 社会資本整備総合交付金制度の改善等

社会資本整備総合交付金については、引き続き、政策的に優先すべき事業を明確化した上で重点的に交付金を配分する取組を進めるとともに、必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の国費を確保されたいこと。

9 持続可能な地域公共交通の確保

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第18号）に基づく再構築協議会の運営に当たっては、鉄道事業者に対する最大限の協力要請など、関係地方公共団体の意見を十分に踏まえるとともに、地域公共交通再構築事業を円滑に実施できるよう所要の財源を確保されたいこと。

(環境省)

- 1 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）
「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）、「GX2040ビジョン」（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、地域脱炭素の加速化を図るに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。
- 2 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨農林水産省、国土交通省）
地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、「水道広域化推進プラン」及び汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」に基づく広域化等の推進並びに令和6年能登半島地震や埼玉県八潮市における道路陥没事故等を踏まえた施設の耐震化・老朽化対策の推進に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。
- 3 一般廃棄物処理施設の整備
一般廃棄物処理施設については、「廃棄物処理施設整備計画」（令和5年6月30日閣議決定）等に基づき広域化・集約化を推進していること及び全国的に施設更新の集中が想定されることを踏まえ、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、循環型社会形成推進交付金等について、所要の財源を確保されたいこと。
さらに、各地方公共団体が地域の実情に応じ、施設の建設・維持管理・解体に係るトータルコストの縮減を図ることができるよう、適切な情報提供を行うなど、必要な措置を講じられたいこと。